

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催しました。

協議会名称	令和５年度第２回埼玉県埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会		
開催日時	令和６年１月２６日（金） ９：３０～１０：１５		
開催場所	宮代町立コミュニティセンター進修館 小ホール		
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	市川照夫 矢島静江 滝川操 階戸隆正 増野美七海 小宮鎮紀 近藤孝志（代理） 助川真由 矢部雄大 ○小林和政 吉倉寛子 ◎真鍋陸太郎 明野真久		
次回開催予定日	未定		
問い合わせ先	所属名、担当者名 宮代町福祉課福祉支援担当 電話番号 0480-34-1111（内線328） メールアドレス fukushi@town.miyashiro.saitama.jp		
会議記録	発言記録 ・ 要約	要約した理由	
内 容	議 題 （１）報告事項 ①軽微な事項の変更届申請状況について ②令和５年度上半期実績報告について （２）その他 ・ 令和５年度の制度改正等について		

協 議 会 会 議 録

○事務局 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第2回埼玉県埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、また、朝早い時間になりましたが、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私、今年度の事務局を担当させていただきます、宮代町福祉課の平向と申します。どうぞよろしくお願いいたします。議題に入るまで、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、真鍋会長からごあいさつを頂戴したいと思います。真鍋会長よろしくお願いいたします。

○真鍋会長 はい。皆様おはようございます。本日は、寒い中、朝早くからお集まりいただきありがとうございます。本日は、事前に資料を送付させていただいておりますが、議題といたしましては、報告事項のみとなっております。

福祉有償運送につきましては、前回確認しましたように、こちらの協議会の範囲内では輸送の機会がまだまだ足りないということで、本来ですと新規の申請等があるのが好ましいのですが。例えば、埼玉葛南のほうではこの前やった会議で新規の申請がありました。埼玉葛北のほうでももう少しこういった機会を増やせるようにできればと思います。

今日は報告2件ということですのでそんなに時間はかからないと思いますがどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。それではここで、本日の資料を確認させていただければと思います。事前に郵送した資料といたしまして、まず1つ目、本日の次第でございます。2つ目が委員の名簿。3点目、資料1と書かれております軽微な事項の変更届申請状況一覧。4つ目、資料2と書かれている令和5年度上半期実績報告。5つ目、資料3、令和5年度の制度改正等についての以上5種類となります。

併せて、本日差し替えの資料がございまして、資料2の上半期の実績報告につきましては、本日机の上に差し替えのほう配布させていただいております。正の字が記載されたものが正しい資料となっておりますので、そちらもお手元にございますか。大丈夫でしょうか。一部誤りがありましたので、訂正のうえ差し替えをさせていただきましたこと、お詫びを申し上げます。資料のうち、不足がございましたら、恐れ入りますが挙手をお願いできればと思いますが、皆さん足りていますか。

それでは、ここで、会議に移る前に、事務局からご報告と、皆様にご了解をいただきたいことがございますのでよろしくお願いいたします。

本日、会議の出席者は、全部で13名となっております、本日ご出席を賜りました委員の皆様をもちまして、委員の過半数が出席しておることになります。従いまして、当協議会設置要綱第8条第2項に基づきまして、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日、埼玉県交通政策課の大熊様から近藤様に代わりましてご出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、当協議会におきまして議事録を作成する関係から、本日の発言内容を録音させていただいております。議事内容をより正確に残すために、発言をする際は挙手をしていただきまして、私のほうからマイクをお渡しいたしますので、マイクを通して発言していただくようよろしくお願いいたします。

どうぞご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは早速ですが、議事のほうに入りたいと思います。この後の進行につきましては、真鍋会長にお願いしたいと思います。真鍋会長よろしくお願いいたします。

○真鍋会長 はい、よろしくお願いいたします。それでは、議題に入る前に、いつものことですが、議事録署名委員を選任させていただきます。本日ご出席いただいている委員の皆様から名簿順ということで、前は、市川さんと矢島さんでしたので、3番の大橋さん4番の古堺さんがお休みということですので、5番の滝川さ

んと6番の階戸さんに署名委員をお願いしたいとおもいますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。議事録ができましたら、事務局からお二人に署名をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 本日は、傍聴希望者はいらっしゃいません。

○真鍋会長 はい。いらっしゃらないということですので、このまま議題に入っていきたいと思います。

次第ですけれども、議題の1報告事項です。「軽微な事項の変更届申請状況について」と併せて「令和5年度上半期実績報告について」まとめて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは、着座にて失礼いたします。まず、資料1のほうをご覧ください。軽微な事項の変更届申請状況について説明させていただきますのでどうぞご覧ください。それでは、順番に上から申し上げます。

1番、社会福祉法人たいむ共生会。窓口市町は、久喜市になります。ア、令和5年7月28日付けの申請による変更内容につきましては、使用車両が2台増となり、台数は33台となっております。また、運転者が3名増により51名に変更となりました。続きまして、イ、令和5年10月1日付けの申請による変更内容につきましては、旅客の名簿数が3名増え、2名減により、154名に変更となりました。ウ、令和5年11月13日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が1名増により、52名に変更となっております。

続きまして、2番、社会福祉法人 誠会。窓口市町は、久喜市になります。エ、令和5年10月1日付けの申請による変更内容については、旅客名簿数が6名増により、32名に変更に変更となっております。また、運転者が1名減により16名に変更となりました。

続きまして、3番、一般社団法人 あかり。窓口市町は、久喜市です。オ、令和5年10月1日付けの申請による変更内容につきましては、旅客名簿数が15名

増、1名減により、175名、埼葛北地区は140名に変更となりました。また、運転者が1名増、3名減により、105名に変更となりました。

続きまして、4番、社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会。窓口市町は、久喜市になります。カ、令和5年9月29日付けの申請による変更内容につきましては、運行管理の体制等を記載した書類の変更を行いました。詳細につきましては、運行管理の責任者、責任者の代行者、整備管理の責任者、事故対応の責任者、苦情処理担当者が変更となっております。キ、令和5年10月10日付けの申請による変更内容につきましては、旅客名簿数が1名減により、57名に変更となりました。また、運転者が2名減により、28名に変更となっております。

それでは2ページをご覧ください。続きまして、5番、特定非営利活動法人 白岡町地域支援いちょうの木。窓口市町は、白岡市になります。ケ、令和5年10月17日付けの申請による変更内容につきましては、旅客名簿数が2名減により、ゼロ名に変更となっております。

続きまして、6番、特定非営利活動法人きらりびとみやしろ。窓口市町は、宮代町となります。コ、令和5年9月30日付けの申請による変更内容につきましては、旅客名簿数が7名増により、198名に変更となりました。サ、令和5年10月3日付けの申請による変更内容については、運転者が1名減、5名増により、26名に変更となりました。また、使用車両が1台入替となり、台数は15台となります。シ、令和5年11月20日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が1名増により、27名に変更となりました。また、使用車両が2台入替となり、台数は15台となっております。ス、令和5年12月1日付けの申請による変更内容につきましては、運転者が1名増、1名減により、27名に変更となっております。また、使用車両が1台入替となり、台数は15台となっております。

続きまして、8番、社会福祉法人 元気村。窓口市町は、久喜市になります。ソ、令和5年9月30日付けの申請による変更内容につきましては、旅客名簿数が1名減により、5名に変更となっております。また、運転者が2名増により、4名

に変更となりました。

以上で、軽微な事項の変更届の報告を終わりにします。

続きまして、令和5年度上半期の実績報告について、説明させていただきます。

資料2、今回お配りしました正の字のあるものとその裏面に補足資料をご用意させていただきましたのでそちらをご覧くださいだと思います。上から順番に読み上げます。

まず、1番、たいむ共生会。車両数33台、会員数119名、走行距離2万5,581キロ、運送回数2,950回、運送収入464万4千円、運転者数51名となっております。

続きまして、2番、社会福祉法人誠会。車両数19台、会員数32名、走行距離3,159キロ、運送回数365回、運送収入81万8千円、運転者数16名です。

続きまして、3番、あかり。車両数26台、会員数140名、走行距離2万4,630キロ、運送回数3,284回、運送収入166万1千円、運転者数105名となります。

続きまして、4番、久喜市社会福祉協議会。車両数8台、会員数57名、走行距離172.6キロ、運送回数30回、運送収入24万6千円、運転者数28名です。

5番、白岡町地域支援いちょうの木。車両数2台、会員数ゼロ名、走行距離ゼロキロ、運送回数ゼロ回、運送収入ゼロ円、運転者数2名となっております。

6番、きらりびとみやしろ。車両数15台、会員数198名、走行距離8,418キロ、運送回数1,462回、運送収入137万1千円、運転者数22名となっております。

7番、すずらん。車両数3台、会員数ゼロ名、走行距離96キロ、運送回数12回、運送収入2万1千円、運転者数2名です。

8番、社会福祉法人 元気村。車両数3台、会員数5名、走行距離49キロ、運

送回数10回、運送収入7千円、運転者数4名です。

9番、一般社団法人 市一舎 障がい福祉じゅれー。車両数1台、会員数11名、走行距離ゼロキロ、運送回数ゼロ回、運送収入ゼロ円、運転者数1名となっております。

なお、9団体すべてにおきまして、苦情および交通事故・違反はございませんでした。

また、補足資料の、旅客の会員の運送を必要とする理由別の内訳、自動車の保有の内訳、必要な運行管理者数と事業所の配置人数、また、運転者の人数のうち福祉車両限定の方、セダン等の運転要件を満たす方の内訳については、記載のとおりとなります。説明については、以上でございます。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。今の軽微な変更と令和5年度上半期実績報告説明ということですが、私からいくつかお伺いしたいのですが。

運送収入では、久喜市社会福祉協議会は、2万4千600円と書いてあるのですがその他の団体さんは千円以下のところは切り捨てですか。何かそのあたりはどのようなルールでやられておりますか。事務局で把握されてますか。

○事務局 はい。皆さん千円単位でご報告いただいております。

○真鍋会長 団体さんの提出する様式が千円単位になっていると。そこは、切り捨てしているかどうかは団体さん次第ということですね。はい、わかりました。

あと、すずらんですが、久喜市が担当と思いますが、会員がゼロなのに、これは令和4年の下半期からその時に気づけばよかったのですが、会員がゼロなのに運送しているみたいなのですが、状況的に把握されてますでしょうか。

○助川委員 はい。久喜市です。すずらんですが、私もあまり把握できていないところで、数値的なものを頂いて、利用者がいないけどと問合せはしていない状況なので持ち帰って確認をさせていただければと思います。

○真鍋会長 はい、運送回数がゼロ回というところは他にもあるのですけれど、会員ゼロで運送しているというのはそもそもおかしいので正していただいてください。結構ですね、福祉有償運送に関して報告等をしっかりできていない団体さんも

いらっしゃいますのでしっかり確認をお願いします。

あと、9番のじゅれーですが、宮代町が担当かと思いますが、R4年の下半期から運送実績がなくて今年の10月に更新予定かと思いますが、何かご事情等にご存じですか。

○小林委員 はい、昨年に指定を取りまして実施をしているところでございます。

ただ、今のところ、会員はいますが、実績はないというふうに聞いております。以上でございます。

去年指定を取って、最初の更新は2か年で更新になりますので、今年の10月に更新を迎えるかたちになります。

○真鍋会長 段々、少なくなってきたわけではなくて、これからやりたいのだけれど会員さんがいないということですね。ありがとうございます。

私からはもう一点ですね、いつものお願いですけれども、軽微な変更の際に車両の台数が、補足資料のほうに書いていただいておりますが、運行管理者の有資格者が必要になる数字のところがありますので台数が増えた際には担当の市町のほうで確認をしていただきますようお願いしたいと思います。私からの質問は以上ですが、委員の皆さんはいかがでしょう。

はい、お願いします。

○市川委員 ちょっとよく分からないのですが、資料の2のですね、一番右に登録年月日、有効期限と書かれているのですが、ここに記載されているものは何が書かれているのですか。例えば令和8年と書いてあるのですが、令和8年は全然まだ先ですよ、たとえば、平成18年とあったり、有効期限であればとくに過ぎていくわけですよ。ですから、ここには何が書かれているかしっかりとお願いしたいのですけれど。

○真鍋会長 これはですね、読み方を正確に言うと、上の段が1番最初に登録した年月日、下の段が有効期限です。この書き方だと混乱しますが、そういうものです。こういう様式になっていたものでこのまま使っているかたちです。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

はい、お願いします。

○明野委員 はい。事績報告書のじゅれーなんです、2名から1名に減っている

のですが、軽微な変更の一覧にはないのですが、大夫前にあれしたのかちょっとそこ確認をお願いします。

○真鍋会長 今回の変更にはでてきていませんがいかがでしょうか。

○小林委員 この1件の減につきましては、今年の1回目の会議の時に減の報告させていただきましたので今回につきましてはなしということでお願いいたします。

○真鍋会長 R5の上半期なのでもう半年くらい前の実績ですので。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

はい、お願いします。

○近藤委員 埼玉県交通政策課の近藤と申します。今回、白岡市のいちょうの木が、会員数ゼロになっちゃうからとうことですが、廃止じゃなくて、ゼロというのは、経緯というか今後の受け入れの可能性はあるけどということなのか確認を。事情等知っていらっしゃいましたら教えていただけますと幸いです。

○真鍋会長 はい、お願いします。白岡市ですね。

○矢部委員 はい、そのへんの事情につきましては、聞き取りがまだできていないので、持ち帰って確認しようと思います。

○真鍋会長 ありがとうございます。有効期限があと1年ございますので確認をお願いいたします。廃止の申請はせずにそのまま次の更新をしないという団体さんも多い気もしますが、廃止を出していただいたほうががいいんでしょうかね。もうやらないという場合には。

○近藤委員 そうですね。回数ゼロで申請がききましたら、基本的に聞くとと思うのでゼロという理由が明確にしていっていただきたいのと、特段やるということなら、廃止届いただいたほうがよいと思うのと。あと、久喜のすずらんも、会員数ゼロというご事情、その状況を含め確認していただけると。

○真鍋会長 はい、お願いします。今、たまたま会員数がゼロになってこれからやるという意味があれば、1年くらいはいいけど、やることがないのであれば、廃止申請ってございましたっけ。

○近藤委員 そうですね。廃止届。

○真鍋会長 廃止届。それは、協議会には出ないんですよ。協議会では、廃止届を協議したことがなくてですね。

○近藤委員 報告事項になっていました。確か。

○真鍋会長 まず、意思のほうを確認していただければと思います。すずらんも会員数ゼロでも運送はしているので、そこは要確認ですね。よろしくお願いします。すずらんは他の区域でやられているのでその確認をよろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。はい、少し実績のほうで確認したい内容もございましたので、各窓口市町のほうでよろしくお願いします。では、以上としたいと思います。

では、次の議題です。議題は以上なのですが、その他についてあるということで、令和5年度の制度改正等について事務局からご説明いただくということです。お願いします。

○事務局 はい。それでは、資料3をご覧くださいと思います。本年度福祉有償運送関連の法令等の改正がございましたので、3点ほどご報告させていただきたいと思います。ページをめくっていただきまして、2ページ目3ページ目をご覧ください。まず、1点目、顔写真付きの運転者証の表示が義務ではなくなりました。この件につきましては、資料にありますように管内の事業者あてに通知をさせていただいております。自動車登録番号の表示義務につきましては県の参考様式が改正されるまで経過措置が設けられておりますのでこちらをよろしくお願いします。

続きまして、ページをめくっていただきまして、4ページから6ページの内容になりますが、2点目ですが、管内のタクシー料金の改定がございましたので、資料のとおり管内事業者あて通知をさせていただいております。

続きまして、最後のページになりますが、7ページ、8ページ目です、こちらをご覧ください。3点目、更新申請について提出書類の省略が可能になっております。運転者証の廃止及び更新申請時の一部書類の省略については来年度以降の更新申請の添付書類に影響が出るものと考えておりますので、本協議会を主宰します5市町で協議会での資料の取り扱いを検討していきたいと思っております。事務局からは、以上となります。

○真鍋会長 はい。ありがとうございます。1点目の経過措置というのは、自動車

登録番号の表示義務が変更になっているんですね。これは、乗務員証の表示ではないということなんですね。2点あるということですね。

○小林委員 今回の道路運送法の施行規則の変更につきましては、1点目が3ページの括弧でいうと、道路運送法施行規則関係というところの、ポチの1個目でございますが、1行目の1番最後、運転者の氏名の表示を廃止し、となっていて、運転者の氏名についてが、今まで作っていた運転者証がなくなったということです。その後段の、自動車登録番号の表示、というものが新しく加わった。これが変更の内容になります。その文章の1番最後のところ、自動車登録番号の表示義務については、経過措置を設けております、というのは、当面の間、運転者証の表示でも良い。という形になっているものと思われま。

○真鍋会長 はい。車内表示が運転者の氏名、写真等ではなくて、車内に自動車登録番号を表示することになったということによろしいのでしょうか。

○小林委員 そのへんは、タクシー事業者さんと同じですよ。

○明野委員 はい、タクシーのほうにつきましては、昨今SNS等で乗務員証を写真に撮って勝手にのせちゃうというようなことがあったものですから。乗務員証はあるんです。あるんですが、番号と会社名のみというところで逆側に実は写真と名前が入っているような形になります。

ちょっと私、分からなかったのですが、運転者証の表示の義務付けは廃止になっているということで、なくなるという書き方になっているのですが、経過措置の、埼玉県参考様式第ト号が改正されるまで、というのは、今まで使っていた乗務員証なんですよ。福祉有償運送のほうで作っていた乗務員証、これ改正されるまでは、今まで使っていたものを使って良いということは、何か新しいものがでてくるという意味なのかな。とちょっと私、そこが読み取れないのですけれども。

○真鍋会長 はい。2のところですね。埼玉県の様式のところ、何か情報はございますでしょうか。

○近藤委員 はい。このほかにも、今、福祉有償運送のことが話題になっておりまして、改正点が多いのでまとめてもろもろの改正をしているところでして、できれば、今年度中に様式を変えたいと思っている状況でございます。

○真鍋会長 なるほど。今あるト号というのは、写真が貼ってあるそういう形のも

のですね。それを使ってもらってくださいというものですね。そこは、県のほうで様式を変えるので、それが出たらそっちにしてくださいとうことですね。

通知としては、今日お配りした資料が事業者さんにお配りされている感じですか。

○事務局 10月の12日に皆さんに出させていただいております。

○真鍋会長 はい。わかりました。問い合わせがないということは皆さん理解されたんですかね。市町に問い合わせありましたら回答お願いしたいと思います。

○明野委員 私これを見ていて不思議だったんですが、今の乗務員証は必要ということですね。廃止されましたと書いてあって、いらないという意味ですね。

○真鍋会長 又は、道路運送法施行規則第51条の28に基づく表示でも良いということですね。そっちが多分改正された内容じゃないでしょうか。

○明野委員 ということは、その下に、埼玉県参考様式第ト号が改正されるまでの間は、現在の第ト号を使用と書いてあるんですね。又は51条の28の規定とあって、よく分からないのですが、どういうふうにとればいいんですかね。要するに、いらないのか、今までのを使っってください、しばらくと、ただ新しいものができるものができたら、そちらに差替えてくださいという意味なのかそこ統一していただかないと。私、ぱっと見たら、運転者証いらないんだと、私は取ったんですけど。

○真鍋会長 「又は」なので、これまでのでもいいし、後半の51条の28の規定が、そこが、たぶん今回の改正の自動車登録番号の表示になっているんじゃないですか。どうでしょうか。法律の確認をしたほうが良いですか。

○事務局 会長の解釈のとおり、いままでのものをそのまま利用していただくか、新しく変わった規定に基づく表示をしていただくかのどちらかという形になっております。

○真鍋会長 だから、51条の28というのはそちらの法改正のところ、明野委員のご指摘でいうと、写真入りでなくても、そちらの法律改正に応じたほうの表示でもどちらでも構わない。

○明野委員 ということは、何かを表示しなくてはいけない。廃止と書かれると何も表示しなくても良いと受け取られませんか。私は、そう取ってしまったので。

○真鍋会長 国土交通省のホームページにもそのように書いてあって、それを県のほうでは、その通知を使ったんですよね。だから、運転者の氏名はもう廃止でいいんだけど、自動車登録番号の表示をしましたと、そこは、私も最初のほうは分からず、何を表示するんですかと聞いたところなんですが、そういうことですね。

○明野委員 ですから、28条は、当該、有償旅客運送の名称及び当該自家用運送の車のナンバーを見やすいようにしてくださいと書いてあるということは、会社の名前とナンバーを車内に掲示しなければならないということだと思いうので、それがなっているかどうかですよね。名前も運転者のコードナンバーもいらないけれど、会社の名前と車のナンバーは車内に必ず掲示してくださいということなんで、それが載っていないと違反ということなんで。もう少し、かみ砕いて伝えてあげたほうが、私も見ていてよくわかっていなかったもので、やったほうがよいかなと思います。

○真鍋会長 ありがとうございます。例えば、滝川さん、きりりびとみやしろさんは、こちらどういった理解でいらっしゃいますか。

○滝川委員 廃止ということで、通知が来ていたのですが、経過措置ということだったので、そのまま現行どおり使用しています。

○真鍋会長 これを読むと経過措置なので、次の通知が来るまでは今のままでいいなど思っている事業者が多いと。それは分からないですかね。写真は廃止するんだけど、その代わりに表示しなければいけないということですので。

○滝川委員 そのまま改めず表示しています。

○真鍋会長 県のほうから新しい様式が来れば、そちらに代えていくということですね。

○滝川委員 はい、そのようにとらえました。

○真鍋会長 市町のほうに問い合わせあれば、そのようにお伝えください。よろしくをお願いします。ほかにいかがでしょう。後半の書類の件に関しては、事務局で検討よろしくお願いします。はい。よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、以上で今日の議題は終わりましたので、最後、進行を事務局のほうにお戻します。

○事務局 真鍋会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、慎重なご審

議をいただきましてありがとうございます。以上をもちまして、令和5年度第2回埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会させていただきます。令和5年度の協議会は、本日をもって終了という形になっております。委員の皆様、1年間どうもありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年2月20日

会議録署名委員 滝川 操

会議録署名委員 階戸 隆正